4 近年の地震・風水害等をふまえた農山漁村地域の防災・減災対策の充実・強化

(総務省、農林水産省)

【要望項目】制度・予算

数十年に一度の災害が毎年のように頻発する中、住民の命と暮らしの安全・安心を確保するため、これまでの対策を総 点検するとともに、防災・減災対策に係る十分な予算額の確保と必要な財政措置を講じること。

- 1 農業用ため池や排水機場の老朽化・耐震対策の着実な推進に向けて、農村地域防災減災事業の予算を十分に確保するとともに、今後3年間で集中的に行うため池整備等の緊急対策について、平成30年度予備費使用と同様の公共事業等債となるよう財政措置を図ること。また、防災・減災対策に資する非公共事業について、一般補助施設整備等事業債の充実を図り、市町負担を軽減すること。
- 2 農業用ため池事業について、平成 30 年度までとなっているハザードマップ作成などのソフト対策の国の定額補助期 限を延長すること。
- 3 山地災害の復旧、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。
- 4 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設の整備を重点的に推進するため、必要な予算を十分に確保するとともに、起債充当率の嵩上げを行うなど財政措置の充実を図ること。

《現状・課題等》

大阪府北部を震源とする地震や平成30年北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨など、頻発・激甚化する大規模自然災害に備えるため、これまでの対策を早急に見直し、ソフト・ハードの両面から、防災・減災対策を加速させていく必要があります。

1 県では、災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、農業用ため池や排水機場の老朽化・耐震対策、ため池ハザードマップの作成やマップを活用した防災訓練の促進などに、関係者と一体となって取り組んでいます。引き続き、これらの対策を着実に進めるためには、農村地域防災減災事業の十分な予算の確保が必要です。

平成30年7月豪雨では、防災重点ため池ではない、中山間部の小規模なため池も数多く決壊し、ため池下流の家屋や公共施設等に大きな被害が発生しました。地方の財政状況が厳しい中、今後3年間で集中的に行うため池整備等の緊急対策を強力に推進するためには、公共事業等債について、平成30年度予備費使用と同様(起債充当率100%、交付税算入率80%)の財政措置が必要です。

また、被害の未然防止に必要な施設整備や長寿命化対策など防災・減災対策に資する非公共事業について、公共事業等債と同程度の財政措置(起債充当率90%、交付税算入率20%)となるよう、一般補助施設整備等事業債の充実を図り、市町負担を軽減することが求められています。

- 2 農業用ため池事業のうち、平成 30 年度までとなっているハザードマップ作成などの国の定額補助については、下流の家屋や公共施設等に被害を及ぼす恐れのあるため池が数多く存在することや、今後、国が行う防災重点ため池の基準の再設定をふまえて、指定するため池を見直すことから、制度の延長が必要です。
- 3 近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する山地災害の頻発、老朽化等による治山施設の機能低下が懸念されています。このため、早急かつ計画的に治山事業を推進するための予算を十分に確保するとともに、国補事業で整備した治山施設約8千箇所の適切な維持管理や更新、機能強化等を着実に進める必要があります。

4 県内の漁港海岸保全施設の多くは伊勢湾台風直後に築造されており、老朽化が著しく進んでいます。また、南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、地域住民からは、海岸保全施設の耐震化・長寿命化などの整備を早急かつ着実に進めるよう求められています。しかしながら、これらの整備には多大な費用と長期間を要することから、重点的に推進するための予算を十分に確保するとともに、起債充当率の嵩上げを行うなど(起債充当率 100%、交付税算入率 80%)、地方財政への影響を緩和する措置が必要です。

担 当 課 名 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱、海岸法、南海トラフ地震にかかる地震防災 対策の推進に関する法律、森林法

4 近年の地震・風水害等をふまえた農山漁村地域の防災・減災対策の充実・強化

(総務省、農林水産省)

1 農村地域の防災減災予算の確保と財政措置の充実

課題

災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、防災減災事業の十分な予算の 確保と起債充当率の嵩上げなど財政措置の充実が必要

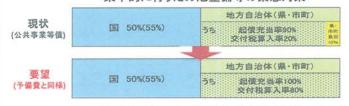
農村地域防災減災事業の十分な予算確保



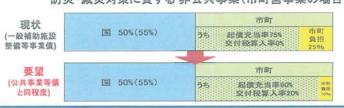


財政措置の充実

集中的に行うため池整備等の緊急対策



防災・減災対策に資する非公共事業(市町営事業の場合)



2 ハザードマップ作成に係る国の定額補助期限の延長



ため池の被災状況(法面崩壊)

544簡所

現状·課題

下流に被害を及ぼす恐れのあるた め池が数多く存在することや、今後、 国が行う防災重点ため池の基準の 再設定をふまえて、指定を見直すこ とから、ハザードマップ作成などのソフト 対策の国の定額補助期限の延長が必要

3 治山事業に係る十分な予算の確保

復旧治山事業の約8割で進捗に遅れ





現状·課題

局地的で猛烈な豪雨や地震など に起因する山地災害の頻発, 老朽 化等による治山施設の機能低下 が懸念。治山事業に係る十分な予 算の確保と、国補事業で整備した 約8千箇所の治山施設の適切な 維持管理や更新、機能強化等を 着実に進めることが必要

4 海岸保全施設の整備に係る十分な予算の確保と財政措置の充実





既設堤防と新設堤防(矢口漁港海岸 堤防高の 嵩上げ 整備中 堤防

現状 : 課題

南海トラフ地震発生の緊迫度が 増す中、老朽化が著しい海岸保 全施設の耐震化・長寿命化など の対策が急務。これらの整備に は多大な費用と長期間を要する ことから、重点的に推進するため の十分な予算の確保と起債充当 率の満上げなど財政措置の充乳

数十年に一度の災害が毎年のように頻発する中、住民の命と暮らしの安全・安心を確保するため、これまでの対策を総点検するとともに、防災・減災対策に 係る十分な予算額の確保と必要な財政措置を講じること。

要

- 1 農業用ため池や排水機場の老朽化・耐震対策の着実な推進に向けて、農村地域防災減災事業の予算を十分に確保するとともに、今後3年間で集中的に行う ため池整備等の緊急対策について、平成30年度予備費使用と同様の公共事業等債となるよう財政措置を図ること。また、防災・減災対策に資する非公共事業に ついて、一般補助施設整備等事業債の充実を図り、市町負担を軽減すること。
- 2 農業用ため池事業について、平成30年度までとなっているハザードマップ作成などのソフト対策の国の定額補助期限を延長すること。
- 山地災害の復旧、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。
- 4 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設の整備を重点的に推進するため、必要な予算を十分に確保するとともに、起債充当率の 嵩上げを行うなど財政措置の充実を図ること。

5 国難レベルの巨大災害に対応するため、事前復興に取り組むことができる財政支援制度等の創設 (内閣府、総務省)

【要望項目】制度・予算

- 1 被災から早期の復旧・復興を果たすため、ハード・ソフトの両面で事前の備えから復旧・復興までを見据えた包括的・体系的な 交付金などの財政支援制度を創設すること。
- 2 被災者が早期に生活再建を果たすため、被災者生活再建支援制度へ安定的かつ充実した財政措置を行うこと。

《現状·課題等》

- 1 東日本大震災から8年目を迎えても、全国の避難者数は5万7千人(復興庁調べ、平成30年9月11日現在)を数え、復興に向けたまちづくりや住宅再建は道半ばの状況にあり、被災地では人口減少にも拍車がかかっています。また、政府の地震調査委員会が公表した南海トラフ地震の30年以内の発生確率は、「70~80%」に引き上げられ、首都直下地震も含め、刻一刻と国難レベルの巨大災害の発生が迫っており、国力を最大限投入して事前対策を行う必要があります。さらに、三重県南部地域では、大幅な人口減少が見込まれる中、地震により甚大な被害が及ぶと、まちそのものが消滅する事態の発生が危惧されています。
- 2 今年度発生した平成30年7月豪雨では、6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2~4倍となる大雨となったところがありました。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となりました。3大都市圏の水害による被害想定をふまえて、広範囲な大規模水害が発生した場合、国難レベルの水害に発展する危惧もあるため、その対策を急ぐ必要があります。
- 3 東日本大震災からの復興状況では、避難者だけでなく、復興道路等の42%が未完成であり、グループ補助金交付先のアンケート結果では震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者が約45%に止まるなど、復興への道のりは長いものになると想定されます。一方で、防災対策は、全国防災事業が平成27年度限りで終了し、緊急防災・減災事業も2020年度までとなっています。また、早期の生活・住宅再建を可能とするまちづくり整備事業等の充実を図ることが不可欠です。
- 4 防災関連予算は、平成7年度にピークに達し、以後、最も下がった平成22年度に東日本大震災が発生したことから、目前に迫る大規模災害に備え、対策強化に向けた予算の拡充等が必要です。また、南海トラフ地震の被害想定や「三重県の未来を映し出す鏡」といえる東日本大震災の被災地の状況等をふまえると、事前の備えから復旧・復興までを見据えた財政支援制度の創設が必要です。
- 5 被災者生活再建支援基金は、平成 29 年度末での残高が 482 億円で、熊本地震等への支払いが継続し、平成 31 年度末には 205 億円 に減少する見込みであることから、基金へ追加拠出する時期に来ており、被災者生活再建支援基金への安定的かつ充実した財政措置が必要です。また、超大規模災害時には、東日本大震災での対応と同様に特別措置の制度化を図っておくことが必要です。

担 当 課 名 防災対策部防災対策総務課

関係法令等 災害対策基本法、大規模災害からの復興に関する法律、南海トラフ巨大地震対策特別措置法、被災者生活再建支援法等

国難レベルの巨大災害に対応するため、事前復興に取り組むことができる

財政支援制度等の創設

(内閣府、総務省)

国難レベルの巨大災害発生の危惧

■被害想定(※東日本大震災の被災状況)

	南海トラフ地震東日本大震災の		首都直下地震	東日本大震災	
死者·行方不明者	323,000人	死者等 1/后:	23,000人	19,533人	
全壊焼失家屋数	239万棟	全壊家屋 20倍!	61万棟	121,768棟	
一時避難者数	950万人		720万人	47万人	
仮設住宅数	205万戸	仮設住宅 17倍!	94万戸	123,723戸	
被害額	220.3兆円	被害額 13倍!	95.3兆円	16.9兆円	

出典 中央防災会議南海トラフ巨大地震対策WG、同首都直下地震対策検討WG、東日本大震災 緊急対策本部、大規模災害時における被災者の住主しの確保第二関する検討会、内閣府

国力を最大限投入した事前対策が必要

2045年には県南部沿岸地域の市町の多くで5割を超す人口減少が生じ、 南海トラフ地震の被災により、まちの消滅が危惧される

3 復興への長い道のり

■東日本大震災の復興状況と防災対策

													.
		22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	(2020)	
				集中復興期間			復興・創生期間 11.9万人 7.3万人 5.8万人 8年目を迎えても 17.9万人 7.3万人 7.3						
東	避難者数	47 _{万人}	34万人	30.9万人	26.4万人	22.5万人	17.1万人	11.9万人	7.3万人	5.8万人	8年目	を迎えてを超えるさ	確難者
日本士	復興道路等			着工 63% 完了 37%	着工 86% 完了 39%			着工 100% 完了 49%		^{‡7} 58 _%	150 Y	省路等り)427
大震災	まちづくり (防災集団移転等)		同意 1%	同意 100%	着工 84 ₉ 完了 5 _%			着工 99 _% 完了 70 _%		着工 99%	が木	Jun	wh
火の復興	事業者支援 売上回復		29.9%	32.5%	36.6%	40.3%	44.8%	45.2%	45.0%		対象が	事業者の売上を回答	記載は
	仮設住宅 入居戸数			12.4万戸	11.8万戸	10.1万戸	8.3万戸	6.1万戸	3.4ヵ╒	1.4万戸	生語	建作的	就ず!
熊本 地震	仮設住宅 入居戸数							2.0万戸	1.7ヵ₽	1.2万戸	短期		
防災	全国防災事業 (直轄·補助)												
対策	緊急防災·減災 事業(地方単独)											\Longrightarrow	
出典 復興庁「復興の現状」(平成30年8月)を基に三重県作成 ※仮設住室・内閣府調べ													

復興の短縮を図るためには事前の防災対策が重要

2 大規模水害発生の可能性

■被害想定(三大都市圏)

対

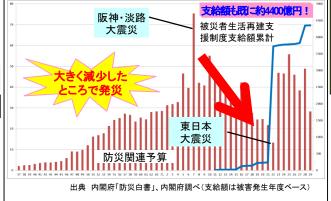
処す

	利根川首都 圏広域氾濫	東京湾高潮 氾濫	中京圖	大阪水害 (高潮)
浸水面積	530km **	280km²	490km **	84.5km **
浸水区域人口	230万人	140万人	120万人	100万人
死者数	2,600人	7,600人	2,400人	380人
孤立者数	110万人	80万人	-	64.2万人

平成30年7月豪雨は広域的な被害をもたらしたが、 国難レベルの風水害対策も急務

4 減災対策と復興対策には予算確保が必要

■防災関連予算と被災者生活再建支援制度の支給額累計



事前復興を支援する、包括的な財政支援制度が必要

事前復興を支援する 包括的な財政支援制度の創設

必要性 制度

今後の大規模災害に備え、持続 可能な地域を創るため、

- ○事前復興の考えを取り入れた自由 度の高い施設整備交付金の創設 (海岸整備等に取り組めた全国防災事業に 代わる事業)
- ○南海トラフ地震津波避難対策特別 強化 地域で、未だ実施O(ゼロ)件の 防災集団移転促進事業に、住宅・ 土地購入への追加補助や公営住宅 整備事業の創設
- ○早期の生活・住宅再建を可能とする まちづくり整備事業等の充実

被災者生活再建支援制度への 財政措置

制度

- ○被災者生活再建支援基金への、 安定的かつ充実した財政措置 残高 23年度(ピーク時) 1,005億円 31年度(見込み) 205億円
- ○超大規模災害時の特別措置の制度化

【要望項目】

- 1 被災から早期の復旧・復興を果たすため、ハード・ソフトの両面で事前の備えから復旧・復興までを見据えた包括的・体系的な 交付金などの財政支援制度を創設すること。 2 被災者が早期に生活再建を果たすため、被災者生活再建支援制度へ安定的かつ充実した財政措置を行うこと。

6 「大阪府北部を震源とする地震」および「平成30年7月豪雨」等で顕在化した課題への対応 (内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、気象庁)

【要望項目】制度・予算

- 1 特別警報等の防災気象情報や地方自治体の避難情報等が、住民の避難行動にいかに結びついているか検証すること。 また、特別警報の発表基準等の精度向上や「避難勧告等に関するガイドライン」の早期見直しを図るとともに、特別警報を含む警報 は住民の避難行動に深く関連するため、これらが持つ意味について住民に対し一層の周知を図ること。
- 2 災害時の安否不明者の氏名等の取扱いに係る指針を作成すること。
- 3 大規模災害発生時に早急に電カインフラを復旧できるよう、電力事業者に危機管理態勢の再点検を指導すること。
- 4 帰宅困難者の一時滞在施設確保のための制度化や、地震発生時の鉄道運行情報等の発信のあり方について検討すること。
- 5 公立学校における安全確保対策や教育環境の改善を進めるための施設整備について、十分な財源を確保するとともに、生徒の人命に関わる安全確保対策については、高等学校に対する補助制度を創設すること。あわせて緊急時において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、制度の改善を行うこと。

また、避難路沿道建築物の耐震化促進のため、耐震対策緊急促進事業の補助金制度を延長すること。

6 大規模災害発生時における踏切の長時間遮断対策について、具体的な対応方針を早急に示すこと。

《現状・課題等》

1 特別警報等と住民避難の関係性検証および特別警報等の一層の周知

平成30年7月豪雨では、避難指示対象者の避難率(市町村が把握している避難所等に避難した人の割合)が平均で約4.6%にとどまっているとの報道もあり(平成30年9月6日付け産経新聞)、特別警報等の防災気象情報や地方自治体の避難情報等が、住民の避難行動に十分に結びついていないことが懸念され、これらの課題を解決することが重要です。

気象庁の観測・予報技術の向上を図るとともに、より適正な避難情報の発令や住民の避難行動につなげるため、「避難勧告等に関するガイドライン」を早期に見直すことが有効です。

有識者からは、「特別警報と自分に危険が迫っていることがつながらないのではないか」、「特別警報など新たな情報が創設されて避難勧告が低く見られたことで、住民が逃げない一因になっているのではないか」といった指摘があります。また、防災気象情報は住民の避難行動にも深く関連することから、特別警報を含めた警報が持つ意味を正しく理解してもらえるよう、住民に対して一層の周知を図ることが必要です。

2 災害時の安否不明者の氏名等の取扱いに係る指針の作成

平成30年7月豪雨における安否不明者の氏名等の公表をめぐっては、地方自治体により公表と非公表に対応が分かれました。その中で岡山県は、当初は非公表としていたものの、7月11日から公表する方針に転換したことにより不明者の特定作業が進みました。安否不明者の公表で不明者の特定につながった結果、捜索の迅速化やリソースを有効活用できたと評価する意見がある一方で、家族等から非公表を望む声が寄せられる場合もあり、不明者の氏名等の公表は、個人情報保護が絡んだ判断の難しさが指摘されています。国は、氏名等の個人情報は地方自治体が網羅的に保有しており、地域事情を最も把握している被災自治体で氏名の公表を判断することが望ましいとの見解ですが、多くの安否不明者の発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、安否不明者の氏名等の取扱いについて全ての地方自治体で的確な対応がとれるよう、また、地方自治体によって公表内容にばらつきが出ないよう、国による指針の作成が求められます。特に、指針の中では、災害時の氏名等の公表と、個人情報の保護に関する法律との関係を明確にする必要があります。

3 電力事業者への危機管理態勢に係る再点検の指導の徹底

平成30年9月6日未明、北海道胆振東部地震発生直後に、北海道全域に及ぶ約295万戸の大規模かつ長時間の停電が発生し、道 民生活に多大な影響を生じさせるとともに、地震による全被害額3,675.5億円の35.9%を占める1,318億円が停電の影響による商工被害額として推計されました。(10月3日現在)

経済産業大臣から電力広域的運営推進機関に対して大規模停電に係る検証の指示がありましたが、原因の徹底究明とともに、予防対策および早期復旧対策を講じるよう、電力事業者への危機管理態勢に係る再点検の指導を徹底する必要があります。

また、本県でも台風第21号の被害により延べ約29万戸、ピーク時には県内の約3分の1(契約件数ベース)が停電し、県民生活に大きな影響を与えました。復旧作業の目途を早期に立て、国民が安心して生活を続けられるよう、電力事業者に対してきめ細かな情報発信を行うよう要請する必要があります。

4 帰宅困難者対策の充実

大阪府北部を震源とする地震では、発生当日に多くの鉄道が運行を見合わせるなど、交通機能がまひし、多くの帰宅困難者が生じるとともに、鉄道の運行再開やその見通しの情報が帰宅困難者にはうまく伝わりませんでした。

帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握する手段の確保や、地震発生時の鉄道運行再開を早期に図る方策や運転再開に関する情報等の発信のあり方について、国において検討することが必要です。

また、帰宅困難者が避難する一時滞在施設の確保や、その備蓄に係る財政支援を行うとともに、地方自治体が民間施設所有者の協力を得るため、発災時の損害賠償責任が施設所有者に及ばないよう、早期に制度化を図ることが必要です。

5 ブロック塀の撤去・改修、エアコンの設置

学校施設では、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊事故を受けたブロック塀の撤去・改修等の安全対策や、今夏の猛暑を受けた空調の設置といった環境改善が喫緊の課題となっており、十分な予算確保が必要です。今後も、自然災害等を契機として、こうした緊急事案が発生した場合、学校設置者が迅速かつ柔軟に対応できるよう、申請期日の取扱いの見直しや事業計画の速やかな内定の手続が必要です。また、ブロック塀の撤去・改修や空調の設置など生徒の人命に関わる安全対策は全ての高等学校で必須であり、国の支援が必要です。

民間のブロック塀は所有者の管理に委ねられ、現行の構造基準を満たしていない物も多く存在します。既存のブロック塀で現行の基準を満たさないなど危険な状態にあるものは、除却等の改善を促進するため補助金による支援が必要です。

6 大規模災害発生時における踏切の長時間遮断対策に係る対応方針の提示

大阪府北部を震源とする地震では、踏切が長時間遮断されたことにより、渋滞の発生や、救急車の到着が遅れるなどの支障が相次ぎました。

国土交通省では東日本大震災を受け、平成24年3月に「大規模地震に備えた踏切対策協議会」が開催されました。また、平成24年7月に内閣府がまとめた『防災対策推進検討会議最終報告』では、津波発生時における避難方法は原則徒歩とした上で、自動車避難についても条件付きで検討できると示されました。平成30年6月には、大阪府北部を震源とする地震での事案をふまえ、「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」も開催されたところですが、現在も対応策の提示には至っていません。

本県では、大規模地震発生時、特に津波からの自動車による避難については、要配慮者の避難や津波到達時間、避難所までの距離を勘案して地域を限定して検討するとの考え方を示したところですが、遮断機が下りたままとなる鉄道踏切に係る国の指針が示されていないことから、検討が進まない状況にあります。

近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震およびこれに伴う津波に対する地域住民の不安が非常に大きいことから、踏切遮断に係る国の対応方針を速やかに示すことが必要です。

担 当 課 名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課、雇用経済部ものづくり・イノベーション課、県土整備部住宅政策課、建築開発課、 教育委員会事務局学校経理・施設課

関係法令等 災害対策基本法、気象業務法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、鉄道営業法

6 「大阪府北部を震源とする地震」および「平成30年7月豪雨」等で顕在化した課題への対応

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、気象庁)

防災気象情報や自治体の避難情報等が 住民の避難行動に結びついていない

- 〇平成30年7月豪雨では、 多くの地域に特別警報が発表されたが 避難指示対象者の避難率は平均約4.6%(報道)に とどまる
 - 避難情報の意味を理解できなかった。
 - 自分の家は安全だと思った。

避難勧告等に関するガイドラインの見直しや、 警報や避難情報等が持つ意味の一層の周知が必要

交通機能がまひし、 多くの帰宅困難者が発生

- 〇大阪府北部を震源とする地震では、
- ・朝の通勤ラッシュ時に発生し、帰宅困難者が続出!
- 鉄道各社によると、地震の影響人員は270万人超!
- ・交通機能がまひし、復旧が夜になるところも!

一時滞在施設確保のための 制度化や鉄道運行情報等の 発信を検討することが必要



災害時の安否不明者の氏名等の取扱い が、自治体により異なる

〇平成30年7月豪雨では、

安否不明者の氏名等の公表について、3県の対応が分かれる

XII MIGHT AND							
		岡山県(7/11)	広島県(7/14)	愛媛県(7/13)			
安否不	明者	氏名•住所•年齢	名字をカタカナ表記 で発表	家族の同意を条件に公表			
行方不	明者	を公表	非公表	(実際の公表はゼロ)			
		迅速な特定作業	———	個人情報保護			

県や市町による公表判断は、個人情報保護が絡むため、困難

災害時の安否不明者の氏名等の取扱い について、国の指針が必要

地震や異常気象から、通学路や学校施 設での子どもの安全等を確保

- ○ブロック塀の撤去・改修など
 - ・公立小中学校・高校等における安全確保対策が不十分 ⇒緊急的に対応が必要
 - ・通学路の安全確保のため、民有地のブロック塀対策の推進
 - ⇒支援制度の創設などが必要

〇異常気象対策

・エアコンの設置など、公立小中学校 や高校等における環境整備が必要



学校施設等におけるブロック塀の撤去・改修、 エアコン設置等の早急な実施が必要

に向けて、停電対策が必要 〇北海道胆振東部地震では、北海道全域で

- ・大規模災害時の電力インフラの復旧態勢に不備
- ・復旧に関する情報不足やデマが発生し、住民の不安を増長

被害の拡大防止や速やかな復旧・復興

- ○台風第21号でも「大規模停電」が発生
 - ◆三重県内の停電状況

「ブラックアウト」が発生

- ・延べ約29万戸
- ピーク時は県内の約3分の1が停電(契約件数ベース)

災害時の危機管理態勢の再点検について 電力事業者への指導が必要

踏切の長時間遮断により、渋滞の発生 や救急車の到着遅延などが発生

- 〇大阪府北部を震源とする地震では
 - ·救急車到着が遅延(大阪府摂津市) 通常 7分 ⇒ 42分も
- 〇東日本大震災
- ・渋滞が発生し、避難所へ たどり着けない事例 (岩手県、宮城県、福島県の5市町)

 - ◆三重県北中部
 - 避難や緊急車両通行時に道路が踏切で分断されるおそれ ⇒現状では指針が無く、避難の検討が進まない。

大規模災害発生時における 踏切に係る国の指針が必要

【要望項目】

- 1 特別警報等の防災気象情報や地方自治体の避難情報等が、住民の避難行動にいかに結びついているか検証すること。また、特別警報の発表基準等の精度向上や「避難勧告等に 関するガイドライン」の早期見直しを図るとともに、特別警報を含む警報は住民の避難行動に深く関連するため、これらが持つ意味について住民に対し一層の周知を図ること。
- 2 災害時の安否不明者の氏名等の取扱いに係る指針を作成すること。
- 大規模災害発生時に早急に電力インフラを復旧できるよう、電力事業者に危機管理態勢の再点検を指導すること。
- 帰宅困難者の一時滞在施設確保のための制度化や、地震発生時の鉄道運行情報等の発信のあり方について検討すること。
- 5 公立学校における安全確保対策や教育環境の改善を進めるための施設整備について、十分な財源を確保するとともに、生徒の人命に関わる安全確保対策については、高等学校 に対する補助制度を創設すること。あわせて緊急時において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、制度の改善を行うこと。
 - また、避難路沿道建築物の耐震化促進のため、耐震対策緊急促進事業の補助金制度を延長すること。
- 6 大規模災害発生時における踏切の長時間遮断対策について、具体的な対応方針を早急に示すこと。

7 児童相談体制強化に向けた支援の充実

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

1 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された方向性の確実な実施

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された方向性をふまえ、消費税率引上げ分を充当する予定の社会保障経費のうち、子ども・子育て支援分の中に社会的養護分を明確に位置付けるなど、必要となる財源を確実に確保した上で、地方の裁量を最大限に生かすことができる交付金の創設や、補助率の嵩上げ等の既存の補助制度の拡充など、地方の取組に対する財政的な支援を行うこと。

2 児童虐待防止対策体制総合強化プランとリンクした財政支援等の強化

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定にあたっては、同プランに基づく児童相談所体制の強化が可能となるよう、現状と乖離している地方交付税の算定基準を同プランによる人員基準と整合させた上で、財政支援の充実・強化を図り、各児童相談所の体制整備が確実に行えるようにすること。

3 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)およびその業務に関するガイドライン」に基づき、各都道府県が2020年度までにフォスタリング業務の包括的な実施体制を構築できるよう、移行準備の期間も対象にした、集中的かつ手厚い財政支援を行うこと。また、都道府県と連携して里親制度の普及・促進に取り組む市町村の取組を、地方交付税の算定の対象とするなどの財政支援を行い、地方の推進体制強化を支援すること。

4 児童虐待対応リスクアセスメント機能強化等に対する支援の充実

本県が全国に先駆け取り組んでいるリスクアセスメントツールへのAI技術導入に向けた取組について、地方が行う先進的な取組に対する特別な財政支援を検討すること。また、児童相談データベースの機能向上への財政支援を強化するとともに、国が行う統計の充実を図ること。

5 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実 施設のこれまでの努力が、今後の専門性の向上や多機能化、施設の小規模化、地域分散化に生かせるよう適切な予算措置を行う こと。

《現状・課題等》

1 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された方向性の実現

「都道府県社会的養育推進計画策定要領」では、来年度中に 2029 年を目途とした都道府県計画の見直しを求めています。本県では、平成 27 年度から、乳児院や児童養護施設、里親といった関係者と連携して三重県家庭的養護推進計画に基づく取組を積極的に推進し、全国平均を大きく上回るペースで計画に基づく取組を推進してきました。今回の計画の見直しにあたっては、これら関係者と共に、これまでの取組の成果と課題を検証した上で、取組の推進をより強化していく必要があります。「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された方向性をふまえ、「新ビジョン」の実現のために必要となる国の財源について、消費税率引上げ分を充当する予定の社会保障経費のうち、子ども・子育て支援分の中に社会的養護分を明確に位置付けるなど、必要な財源を確実に確保した上で、地方の裁量が最大限に生かせる財政制度の創設など、見直し後の都道府県計画を後押しする国の支援策を明確かつ具体的に提示する必要があります。

※参考:骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針2018 ~少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現~)

(5) 少子化対策、子ども・子育て支援

「市町村、児童相談所を中心とした児童虐待防止対策、家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組、里親養育支援体制の整備、施設の小規模・地域分散化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育を推進する。」

2 児童虐待防止対策体制総合強化プランとリンクした財政支援等の強化

平成30年7月20日に児童虐待防止に関する関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」では、現在の「児童相談所強化プラン」を前倒しで見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定するとしています。7月に示された骨子では、児童福祉司等の増員が予定されていますが、地方交付税の算定基準は、実態と乖離しており、現在でも、県の持ち出しによる体制整備がなされている状態です。新プランの策定にあたっては、これに基づく児童福祉司等の増員が可能となるよう、地方交付税の算定基準を新プランによる人員基準等と整合させた上で、財政支援の充実・強化を図る必要があります。

3 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

来年度中の策定が求められている「都道府県社会的養育推進計画」や、「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)およびその業務に関するガイドライン」に基づき、各都道府県が2020年度までにフォスタリング業務の包括的な実施体制を構築し、家庭養育優先原則に基づく取組を実施していくには、事業委託をめざす事業者が移行期間中に取り組む、専門人材の養成や地域の事情に応じた里親支援策の検討、関係機関とのネットワークの構築などに要する経費に柔軟に対応できる交付金や、現行の補助制度における特例的な嵩上げ措置など、インセンティブを与える制度を創設し、円滑な事業開始と安定した事業運営の確保を行い、里親登録の質の向上と拡大を促進していく必要があります。

また、地域において実効性のある里親包括支援体制を整備するには、都道府県と市町村が連携を深めて里親制度を推進することが不可欠であるため、市町村が都道府県と連携して取り組む里親の普及・促進事業に対する財政支援の仕組みを新たに構築する必要があります。

4 児童虐待対応リスクアセスメント機能強化等に対する支援の充実

一時保護の決定に際して用いるリスクアセスメントツールについて、本県では、平成25年に独自のシートを開発し、運用状況の解析により、年々、精度の向上を図っています。今後、AI等の新しい技術の導入によるツールの改良や、機器の購入等にあたっては、多額の費用がかかることから、財政的な支援が必要です。また、児童相談所が関わり、一時保護や措置を行った子どもたちのデータは、今後の子どもたちの権利擁護をふまえた対応に生かしていくためにデータベース化していくことが大切です。この取組は、都道府県単位でデータベースを構築し、データの集積、分析・検討を進めることに加えて、国において全国的なデータを分析検討するシステムを構築し調査研究を行うことで、より精度の高い制度を確立する必要があります。さらに、国の現行の統計(福祉行政報告例)を見直し、現状にあったものとしていく必要があります。

5 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実

児童養護施設は、新しい社会的養育ビジョンをふまえ小規模化、地域分散化を積極的に進めるとともに、今後もその専門性を高め、 医療的ケアの必要性や発達の遅れ、保護者対応の難しさなどから、家庭復帰や里親委託に困難をきたすケアニーズの高い子どもへの ケアの充実や、地域支援の強化に取り組まなければならないことから、多機能化等を図るための適切な財政的支援を充実する必要が あります。

担当課名 子ども・福祉部子育て支援課 関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

児童相談体制強化に向けた支援の充実

(厚生労働省)

新しい社会的養育ビジョンの実現

~ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された方針の確実な実施~

26.4

22.9

平成29年度

26.4%

「新しい社会的養育ビジョン」の公表(H29.82)、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」の発出(H30.76)

⇒ 計画策定検討に着手

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(H30.7.20) ⇒ 全て対応済み

児童相談所充実に向けた取組

里親委託推進に向けた取組

〇二一ズに応じた児童相談所の設置状況

- ·児相5か所、職員189名(うち非常勤70名) (H30.4.1現在)で対応
- ・2019年度にさらに1か所増設予定
- ⇒三重県の地方交付税単位費用は、 児相2か所、職員101名
- 〇児童相談所の強化(人材確保・育成)
- ・現行プランによる人員基準(2019年度)
 - ⇒児童福祉司:12名増員が必要
- ・新プランによる人員基準(想定:2022年度)
 - ⇒児童福祉司:15名増員(+現行プラン)
 - ⇒合計27名の増量が必要

安倍総理三重県児童相談センター視察(H30.8.30)



総理発言:「緊急総合対策に則り、児童相談 所体制の拡充・充実を進める」

児童相談所の体制整備に係る 地方交付税措置の充実・強化

○里親制度の啓発と里親のリクルート

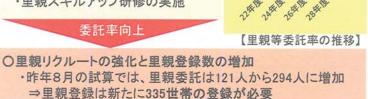
・さまざまな媒体を活用し、関係機関と連携した情報発信を 展開・里親支援専門相談員(12名)が県内全域をカバーし、 リクルートを実施

25.0

20.0

- 〇施設の多機能化・高機能化
- ・児童家庭支援センター設置 (県内3か所)
- ・委託一時保護用ユニット整備 (県内2か所)
- 〇児童相談所の体制強化
 - ・里親担当の選任職員を2名配置等
- 〇海外の先進的な取組の導入
- ·「フォスタリングチェンジプログラム」 を導入
- ・里親スキルアップ研修の実施

委託率向上



包括的なフォスタリング業務実施体制整備に 向けた支援

東西等の防止、早期発見及び早期対応に向けた

- ○児童虐待の防止、早期発 見及び早期対応に向けた 連携の強化に関する協定 (平成30年8月7日締結) ・改正児童福祉法において
- 市町の役割が強化された ことや、さらなる連携強化を 図るため、三重県市長会、 三重県町村会、三重県警察 本部、三重県の4者による 協定を締結

- ○緊急総合対策をふまえた 先進的な取組の導入
- ・リスクアセスメントツール 等の開発
- ·児童虐待対応へのAI技 術の導入検討
- 多機関連携の強化
- ・アドボケイトの養成等



産業技術総合研究所の協力 を得て一時保護への対応を 研究中

アセスメントツールへのAI導入に向けた支援

虐待防止に向けた取組

【要望項目】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された方向性をふまえ、消費税率引上げ分を充当する予定の社会保障経費のうち、子ども・子育て支援分の中に社 会的養護分を明確に位置付けるなど、必要となる財源を確実に確保した上で、地方の裁量を最大限に生かすことができる交付金の創設や、補助率の嵩上げ等の既 存の補助制度の拡充など、地方の取組に対する財政的な支援を行うこと。
- 2 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定にあたっては、同プランに基づく児童相談所体制の強化が可能となるよう、現状と乖離している地方交付税の 算定基準を同プランによる人員基準と整合させた上で、財政支援の充実・強化を図り、各児童相談所の体制整備が確実に行えるようにすること。
- 3 「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)およびその業務に関するガイドライン」に基づき、各都道府県が2020年度までにフォスタリング業務の包括的 な実施体制を構築できるよう、移行準備の期間も対象にした、集中的かつ手厚い財政支援を行うこと。また、都道府県と連携して里親制度の普及・促進に取り組 む市町村の取組を、地方交付税の算定の対象とするなどの財政支援を行い、地方の推進体制強化を支援すること。
- 4 本県が全国に先駆け取り組んでいるリスクアセスメントツールへのAI技術導入に向けた取組について、地方が行う先進的な取組に対する特別な財政支援を検 討すること。また、児童相談データベースの機能向上への財政支援を強化するとともに、国が行う統計の充実を図ること。

8 希望がかなう少子化対策~「第2子の壁」突破に向けて~

(内閣府、厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

- 1 出生率を回復させた諸外国の政策を例に、家族関係社会支出の対 GDP 比を倍増させるなど、未来への投資として、これまでの延長線上にない規模の少子化対策を講じるための財源確保に努めるとともに、特定財源化など社会全体で支える持続可能性の高い制度の構築に向けて早急に検討を行うこと。
- 2 少子化対策は長期にわたって取り組む必要があることから、「地域少子化対策重点推進交付金」について、より一層地方の取組を進めるため、地方の財政負担が軽減されるよう予算総額の確保と当初予算の増額に努めるとともに、男性の育児休暇や育児休業の取得を 飛躍的に向上させる取組について、複数年度にわたって実践できる仕組みとすること。
- 3 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、育児休業はもとより、 産前産後の育児休暇の取得促進に向けて積極的な広報を行うなど、機運の醸成に努めるとともに、時間単位等の休暇が取得できる制度 等を拡げるため、導入する企業等への支援を行うこと。
- 4 企業に向けた両立支援等助成金について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「2人目以降の低減廃止」など要件を緩和するとともに、必要な財源を確保すること。また、従業員を対象とする育児休業給付金等も合わせて、男性の育児休業を促進する諸制度を分かりやすく周知すること。

《現状・課題等》

○ 「家族関係社会支出の対 GDP 比」は、出生率の回復を実現した諸外国が3%程度であるのに対し、日本では徐々に増加しているものの依然として1%前半にとどまっています。この比率が2%に上昇すると合計特殊出生率が2.10に達するとの研究結果※もあることから、未来への投資として、当面は2%台をめざして、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保することが必要です。

※参考文献 加藤久和・中野論(2016)「少子化対策で将来の出生率や人口はどうなるか? - 少子化対策と出生動向に関する将来シミュレーション」『少子化は止められるか?』(有斐閣) 135~152 頁

- 少子化対策は成果が表れるまでに長い時間を要することから、取組を継続・強化する必要がありますが、医療や介護の社会保険制度のように社会全体で支える持続可能性の高い制度はありません。そこで本県は平成30年度に全国初の取組として、社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源の確保に向けて、法人県民税超過課税の税収を原資とした「子ども基金」を創設したところです。
- 地域少子化対策重点推進交付金(以下、「本交付金」という。)は、平成30年度当初予算に10億円(対前年度比175%)、平成29年度補正予算に20億円(同50%)の計30億円(同65.6%)が確保され、男性の育児参画や「イクボス」の推進等が対象分野として明確に位置づけられました。本県では、イクボスの普及拡大を図る人材養成等に取り組むほか、新たに2市(亀山市、志摩市)が交付金事業に取り組むなど、本交付金は地域の実情に応じたきめ細かな少子化対策を進める上で有効です。

- 男性の育休取得についての機運を高め、取得率を向上させるため、本交付金の対象分野となった男性の育児参画や「イクボス」の推進等の取組の実施に必要な予算総額を確保するとともに、少子化対策は単年度で成果を出すことが非常に困難なことから、男性の育児参画等を着実に推進していくためには、複数年度にわたって事業を十分実践できるようにすることが有効です。
- 本県が県民約3万人を対象に実施した「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」によると、結婚経験がある人の理想の子どもの数の平均は2.37人で、現在の子どもの数(1.49人)とは0.88人の差があります。このため、県民の希望をかなえるためには「第2子の壁」を克服する必要があり、夫の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高いこともふまえると、男性の育児参画の推進がより重要となっています。
- 本県が実施した平成29年度県内事業所労働条件等実態調査によると、正社員の年次有給休暇の平均取得日数は8.0日と少ない状況です。また、「みえの労使協働による仕事と結婚・子育て等の両立促進に関する調査」によると、育児休暇取得の対象となる男性従業員がいる事業所のうち、実際に取得した従業員がいる事業所は2割にとどまっており、育児休暇の取得は全体として進んでいない状況にあります。
- 三重県知事との「サンキュー育休トーク」を開催した企業の中には育児休暇を有給化したことで取得率が大幅にアップしているところがあり、また、三重県庁では、男性職員の育児参加休暇の取得が進んだ結果、育児休業取得率も 22.09%と年々取得率が上昇していることから、よりハードルの高い育児休業の取得促進に向けては出産直後などに休暇が取得しやすい風土や環境づくりが必要です。
- 家庭との両立、特に家族の病気や子どもの送迎、役所への手続き等では時間単位の休暇が有効と考えられますが、本県が実施した平成29年度県内事業所労働条件等実態調査によると、時間単位休暇制度を実施している事業所は25.3%にとどまっています。企業等に時間単位休暇制度などの導入を促すとともに、導入に向けた就業規則の改定に関するアドバイスが受けられるようにするなど、企業等を支援する取組が必要です。
- 少子化を克服したと言われるフランスでは、男性に対して雇用者負担による3日間の出産有給休暇や国社会保険による11日間の子どもの受入父親休暇等があり、雇用者に罰則付きの対応義務があること等から、育休取得率が高いとされています。これらの期間で男性は赤ちゃんと触れ合い、家事や育児をしっかりと担えるようになる効果が期待されています。
- 男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりなどを支援する国の「両立支援等助成金」等について、より多くの企業に活用を促していくためには、制度の利用状況や事例等を地方自治体と密に共有し、連携して企業に分かりやすく周知していくことが有効と考えます。また、助成金について、現状の有給休暇取得状況などもふまえ、例えば、「出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業を取得する男性職員」の要件である連続取得日数を短縮することや、2人目以降の助成金の低減を廃止するなど制度をより活用しやすいものにしていくことが必要です。さらに、制度の活用を希望する企業等に確実に支援が行われるように、必要な財源を確保することが必要です。

担 当 課 名 子ども・福祉部少子化対策課

関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、労働基準法

8 希望がかなう少子化対策~「第2子の壁」突破に向けて~その① (内閣府、厚生労働省)

「地方目線」の少子化対策~希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン~

(1)子どもの最善の利益を尊重する

- (2)「家族」形成は当事者の判断が最優先される
- (3)人や企業、地域社会の意識を変える

ライフプラン教育の推進

- (4)「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する
- (5)子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える



希望出生率

1.80 にむけて

家族関係社会支出の対GDP比が 2%に上昇すると、我が国の合計 特殊出生率が2.10に達する との研究結果もある



(出典)平成28年度社会保障費用統計(国立社会保障・人口問題研究所)他 合計特殊出生率のうち諸外国は2015年

ライフステージ毎に切れ目のない対策

子ども・思春期

子どもの貧困対策

児童虐待の防止

オレンジリボンツリー

社会的養護の推進

子どもの家庭養育

推准官民協議会

(28.4.4発足)

若者/結婚

妊娠 出産

子音で

働き方

子育て期女性の

就労に関する支援

続

地域少子化対策重点推進交付金 (31年度概算要求:総額30億[対前年比100%] ご尽力に

「イクボスか県内は簡直

三重県 ~イクボスの取組~

1年目:知事のイクボス宣言、イクボス普及セミナー等 2年目:知事が企業を訪問して「イクボス推進トーク」等

3年目:みえのイクボス同盟結成、イクボス養成講座等 複数年にわたって着実に実践を重ねながらステップアップ 全国イクボス充実度ランキング 全国第1位!(NPO法人調査)

みえのイクボス同盟加盟企業 175社(全国第2位)※10/17現在 次年度は、企業同士が連携して職場風土を改革する取組を後押し

⇒着実な推進には、複数年にわたる実践が必要

社会全体で支える 持続性の高い制度が必要

への支援

独自の助成

男性不奸治療

(27年度~)

不妊に悩む家族

児童対策などの 子育て家庭の支援

保育·放課後

発達支援が必要な (26年度~) 子どもへの対応 一般不妊治療

企業による 仕事と子育てとの両立 に向けた取組の支援

多様な主体との連携

周産期医療体制の充実と在宅での 療育・療養支援

若者の雇用対策



乳幼児ケアの充実 出逢いの支援



みえ出逢い サポートセンター 26年12月 OPEN!

切れ目のない妊産婦・



出産・育児まるっと サポート みえ (三重県版ネウボラ)

男性の育児参画 の推進



みえの育児男子月間 (父の日イベント)

三重県小子化対策推准県民会議



たい・キューブ・スイッチフォーラム

三重県子ども基金 (平成30年度~)

・少子化対策、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、待機児童の 解消、社会的養護の推進などを対象とした事業に活用 原資は法人県民税超過課税の税収等

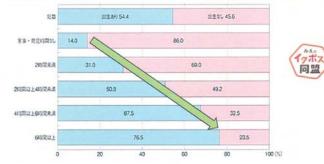
【要望項目】

- 出生率を回復させた諸外国の政策を例に、家族関係社会支出の対GDP比を倍増させるなど、未来への投資として、これまでの延長線上にない規模の少子 化対策を講じるための財源確保に努めるとともに、特定財源化など社会全体で支える持続可能性の高い制度の構築に向けて早急に検討を行うこと。
- 2 少子化対策は長期にわたって取り組む必要があることから、「地域少子化対策重点推進交付金」について、より一層地方の取組を推進するため、地方 の財政負担が軽減されるよう予算総額の確保と当初予算の増額に努めるとともに、男性の育児休暇や育児休業の取得を飛躍的に向上させる取組について、 複数年度にわたって実践できる仕組みとすること。

8 希望がかなう少子化対策~「第2子の壁」突破に向けて~ その② (内閣府、厚生労働省)

男性の育児参画の推進

●夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



出展: 厚生労働省「第11回21世紀成年者縦断調査(調査年月2012年12月)より内閣府作成

状況

●男性の育児参画と合計特殊出生率
平日に、
「家事・育児・子どもの世話・介護等を見

「家事・育児・子どもの世話・介護等を実施している」 と回答した男性の割合(県内29市町で比較)

A町:56.3% (県内1位)

B町:22.2% (県内最下位)



合計特殊出生率:1.87(県内1位) 未婚率 男性38.2%(県内29位) 女性30.4%(県内29位) 合計特殊出生率:0.71(県内最下位) 未婚率 男性68.5%(県内2位) 女性58.4%(県内1位)

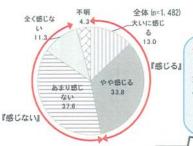
(出典) H29年度結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査 未婚率: 国勢調査(平成27年) 合計特殊出生率:衛生統計年報(H29年)

夫の家事・育児時間が長いほど第2子の出生割合が高い

帰宅後に「パパッと」作れる男性料理教室を開催

第2子の壁突破には、男性の育児参画が重要

●従業員が育児や介護等の休暇を利用しやすい風土か



柔軟に休暇が取得できる 制度の充実

例えば・・

『感じる』 「時間単位年次有給休暇制度」の導入を 地方自治体と連携して積極的に企業に 働きかけ

> 【導入企業(平成29年)】 今回--19704 三重月--252

全国・・18.7% 三重県・・25.3%

(出典)

H29年度結婚、出産、子育て、働き方に 関する意識調査(県内事業所を対象) 効果的な「有給休暇取得促進策」として、 半数の企業が「時間単位休暇など 柔軟な有給取得制度導入」と回答

育児休業に関する支援制度

- ◆両立支援等助成金(出生時両立支援コース)
- ・職場の風土づくりをし、男性が育児休業 (<u>出生後8週以内に連続14日以上</u>) を取得した事業主に対し助成

連続14日はハードルが高い

年次有給休暇 平均取得日数 8日

※H29三重県内事業所労働条件等実態調査結果

・助成額は1人目は28.5万円(中小企業は57万円)2人目以降は半額を助成

男性育児休業が企業風土として定着するには、

- 1人目の経験を共有し、2人目以降の取得者につなげることが大事。
- 2人目以降の低減を廃止し、企業の取得支援を後押し。

【要望項目】

- 3 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、育児休業はもとより、産前産後の育児休暇の取得促進に向けて積極的な広報を行うなど、機運の醸成に努めるとともに、時間単位等の休暇が取得できる制度等を拡げるため、 導入する企業等への支援を行うこと。
- 4 企業に向けた両立支援等助成金について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「2人目以降の低減廃止」など要件を緩和するとともに、必要な財源を 確保すること。また、従業員を対象とする育児休業給付金等も合わせて、男性の育児休業を促進する諸制度を分かりやすく周知すること。

9 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

- 1 医師の確保に向けた取組の推進
- (1) 医療法改正に基づく医師確保計画を策定するため、都道府県が地域別、診療科別に将来の需給推計が可能となるよう情報 提供を行うとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による 支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (3)子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援 するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。
- (4) 医師の働きやすい勤務環境を整備するため、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組や医師の業務負担軽減のための 取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。
- 2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進
- (1)看護職員の確保・定着を図るためには、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンター事業に対する十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 今後の地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修 事業に対し、十分な財政支援措置を行うこと。また、在宅医療を担う看護師の育成のため、特定行為研修の受講促進の取組に 対し、十分な財政支援措置を行うこと。

《現状・課題等》

- 平成30年7月25日に医療法が改正され、「各都道府県は医師の地域偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するための医師確保計画を策定すること」となっています。この計画では、医師少数区域を設定し医師確保の目標数を定めることとなりますが、その指標を策定するにあたって、厚生労働省が二次医療圏ごと、三次医療圏ごとに医師数に関する指標の算定を示すことになっており、都道府県が地域別、診療科別に将来の需給推計が可能となるよう、情報提供を行うとともに、都道府県が需給推計を行うための十分な財政支援が必要です。
- 医師を確保・育成していくため、本県では、県内に勤務する意思のある医学生に対して修学資金を貸与しており、県内の医師数は徐々に増加していますが、地域偏在の課題解消には、まだ時間を要する状況にあります。引き続き、地域偏在の解消に向けて、医師確保を進めていくためには、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から財政支援が必要です。

- 本県では、平成27年度に県の公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、現在、10医療機関を認証していますが、今後、女性医師を含む医療従事者の働き方改革を効果的に進めていくためには、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関に対する評価を国全体で取り組んでいく必要があります。
- 平成29年4月6日にとりまとめられた「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」では、 地方で勤務する意思のある医師が多いものの、医師が地方勤務を敬遠する理由として、労働環境への不安や希望する内容の仕事がで きないという理由の他、特に若い世代では研修環境などキャリア形成への不安が挙げられています。一方、本県が臨床研修医に対し て実施したアンケート結果によると、へき地勤務の希望時期は専門医資格取得後や独身時が多く、出産前や子育て世代では、へき地 勤務希望が少ない傾向がありました。このため、若手医師が医師不足地域において地域医療を担うためには、子育て支援など働きや すい環境の整備が必要であることから、勤務環境改善の取組に対する財政支援が必要です。

また、平成29年3月に国がまとめた「働き方改革実行計画」では、時間外労働は繁忙期でも月100時間未満とするよう定めていますが、「医師は原則、診察、治療の求めを拒むことができない」と医師法が規定する応召義務があり、医師の長時間労働の一因になっていることから、医師の業務を補助する看護職員の増員や医師事務作業補助員などの確保を進めるための財政支援が必要です。

○ 本県では、不足する看護職員の確保のため、これまで三重県ナースセンターによる再就業の斡旋等を実施していますが、平成27年10月より「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の規定に基づき、免許保持者の届出が努力義務になったことから、より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、平成27年12月に三重県ナースセンター四日市サテライトを開所しました。

また、平成29年度には相談人員配置を強化して、復職支援事業(ナースカフェ)を開催するなどナースセンターの機能強化を図っていますが、今後も、医療機関等への広報活動をはじめ、きめ細かな就業斡旋を実施していくためには、地域医療介護総合確保基金による支援をはじめとした財政支援が必要です。

○ 本県が実施した「キャリアアップ形成に関する調査」において、約6割の看護職員が「キャリアデザインがない」と回答している実態があることから、卒後教育においては、多様なキャリアデザインをサポートする体系的な教育体制の拡充が必要となっています。

また、在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、在宅医療介護連携のキーパーソンとなる看護職員が多職種と連携しながら患者のケアを中心的に担うことが求められています。

一方、在宅ケアに資するため、褥瘡のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の医療ケアを医師の判断を待たずにタイムリーに提供することができる看護師(特定行為研修修了者)についても、確保・育成を図る必要があります。

担 当 課 名 医療保健部地域医療推進課

関係法令等 医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、看護師等の人材確保の促進に関する法律、保健師助産師看護師法

9 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 その①

(厚生労働省)

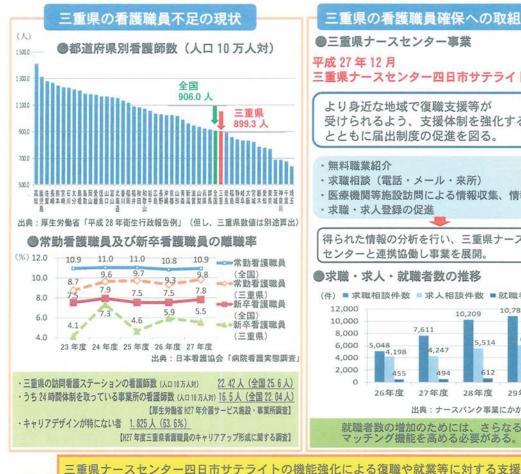


【要望項目】

- 1 医師の確保に向けた取組の推進
- (1) 医療法改正に基づく医師確保計画を策定するため、都道府県が地域別、診療科別に将来の需給推計が可能となるよう情報提供を行うとともに、十分な 財政支援措置を行うこと。
- (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、 長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (3)子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を 国の制度として創設すること。
- (4) 医師の働きやすい勤務環境を整備するため、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組や医師の業務負担軽減のための取組に対し、十分な財政支援 措置を行うこと。

医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 その②

(厚生労働省)



三重県の看護職員確保への取組

●三重県ナースセンター事業

平成 27 年 12 月

三重県ナースヤンター四日市サテライト開設

より身近な地域で復職支援等が 受けられるよう、支援体制を強化する とともに届出制度の促進を図る。

- ·無料職業紹介
- ・求職相談(電話・メール・来所)
- 医療機関等施設訪問による情報収集、情報提供
- ・求職・求人登録の促進

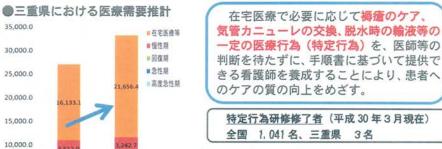
得られた情報の分析を行い、三重県ナース センターと連携協働し事業を展開。

●求職・求人・就職者数の推移

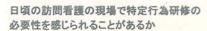


就職者数の増加のためには、さらなる マッチング機能を高める必要がある。

在宅ケアの向上のために



●訪問看護師への意識調査 [平成28年6月三重県実施]





特定行為研修を受講するにあたり、 支障となることは何か



D14.00 出典:三重県戦略企画部統計課「年齢別人口」

5%以上~40%用源 30%以上~35%来进

25%UL-30%#3 20年日上~万年末

2013医療需要(人/日) 2025医療需要(人/日

5,000.0

特定行為研修の受講促進

【要望項目】

- 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進
- (1)看護職員の確保・定着を図るためには、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援 を行う必要があることから、ナースセンター事業に対する十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 今後の地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に 対し、十分な財政支援措置を行うこと。また、在宅医療を担う看護師の育成のため、特定行為研修の受講促進の取組に対し、十分な 財政支援措置を行うこと。

10 グローバル化に対応する強い農林水産業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

【要望項目】制度・予算

- 1 農林水産物の輸出促進に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、産地等が輸出に取り組むための環境整備など を進めること。
- (1) 柑橘の検疫条件緩和に係るタイとの協議や、台湾におけるインポートトレランス(残留農薬基準)の対象拡大に向けた取組 を引き続き進めること。
- (2) 茶の輸出拡大に向け、欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
- (3)牛肉の輸出拡大に向け、輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を引き続き進めること。
- (4) 木材の輸出拡大に向け、輸出先国の法令に適合する木造住宅の設計・施工マニュアルの整備や販路開拓に対する支援など、 意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整えること。
- (5) 真珠の輸出拡大に向け、アコヤ真珠の魅力を海外へPRするために必要な予算を十分に確保すること。
- 2 農林水産物の輸出の加速に向け、グローバル産地の形成のための関連予算を十分に確保するとともに、相手国のニーズに対応 した生産の強化やスマート農業の実装、意欲とチャレンジ精神にあふれた人材の育成など、輸出拡大をめざした産地の取組を積 極的に支援すること。
- 3 国際水準GAPの認証取得の加速に向け、新たに創設される「持続的生産強化対策事業」においてGAP拡大の推進に係る予算を十分に確保するとともに、消費者等の理解度向上のための取組や、GAPに係る教育カリキュラムを都道府県が効果的に実施できるよう、交付対象を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 平成 29 年の農林水産物・食品の輸出額は 8,071 億円となり、平成 25 年から 5 年連続で増加しています。さらなる拡大に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、輸出に取り組む産地等の意欲醸成と行動を支援するための環境整備などを進めることが必要です。
 - (1) 県産柑橘のタイへの輸出が定着しつつある中、平成28年1月に新たな輸出検疫条件(かんきつそうか病(SOS)対策)が 追加されたことや、輸出対象が11月1日以降の収穫物に限定され、事実上、産地の主力品種である極早生温州みかんが対象 にならないことなどが、輸出拡大の障壁となっています。また、相手先として有望な台湾へ輸出の拡大を図るためには、イン ポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めることが必要です。

- (2) 伊勢茶の欧米への輸出拡大をめざしていますが、使用可能な農薬が制限されていることから、欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めることが必要です。
- (3) 県産ブランド牛肉の輸出拡大をめざしていますが、中国等で日本産牛肉の輸入が未だ認められていないほか、台湾等で月齢制限(30か月齢未満)が残っています。これら輸入規制の撤廃・緩和に向けて、引き続き二国間協議を進める必要があります。
- (4) 中国の木構造設計標準の改定等、スギ・ヒノキを構造材として輸出するチャンスを迎える中、木造住宅の輸出に向け、輸出 先国の基準に適合した設計・施工マニュアルを整備するとともに、意欲のある輸出事業者が海外で日本の木材製品を普及・PR する場の提供など輸出拡大に向けた環境を整備する必要があります。
- (5)中国、ASEAN 諸国などアジアの富裕層を中心に年々真珠の需要が拡大していくことが見込まれる中、好機を的確に捉え、 国産真珠の輸出拡大に向けて、オールジャパン体制で海外にアコヤ真珠の品質の良さ、魅力の PR を行うことが重要です。 このため、香港等での宝飾展におけるセミナーの開催など、海外での情報発信を強化する取組や、海外の宝飾バイヤー等 向けの真珠体験ツアーの実施など、産地での真珠の魅力を伝える取組に対する支援が必要です。
- 2 農林水産物の輸出を加速するためには、相手国のニーズに対応した生産の強化、輸出機会の増加や取引ルートの拡大、生産基盤の整備、ICT・ロボット技術等を活用するスマート農業の実装、担い手の確保・育成など、輸出拡大をめざした産地や生産者の取組に対する積極的な支援が必要です。

- 3 本県では、農業者や関係団体、三重県が一丸となって GAP 認証の取得促進に取り組んでいます。
- (1)食のグローバル化が進んでいく中で、国際水準 GAP の必要性がますます高まっていることから、認証取得の初期段階における支援を継続・強化する必要があります。また、次世代の農業リーダーを育成するため、農業高校および農業大学校における継続的な GAP の認証取得をとおして、実践的な学習機会を提供する必要があります。
- (2) 国内では、GAP に対する消費者等の認知度が低いことから、国際水準 GAP に対する農業者の努力が評価され、さらなる取組機運の醸成につながるよう、都道府県と流通事業者との連携による GAP の PR など、地域段階で消費者の理解度向上を図る取組を充実させる必要があります。

担 当 課 名 農林水産部農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源・経営課 関係法令等 総合的なTPP等関連政策大綱、農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱

10 グローバル化に対応する強い農林水産業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

現状と課題1

農林水産物の輸出促進に向けた二国間協議の強化や環境整備の推進

- ・輸出額は平成29年の実績値で8.071億円となり、平成25年から5年連続で増加
- ・輸出額1兆円(平成31年)の目標達成に向けては、地方の課題解決を加速することが重要

農畜産物

柑

【タイ】

- · SOS防除(薬剤処理)が義務化
- ・11月1日以降の収穫物のみの輸出 (極早生温州みかんは輸出不可)

【台湾】残留農薬基準が厳しく、 使用農薬に制限



【欧米】有機栽培など安全への関心 が高く、残留農薬基準が厳しい

伊勢茶

伊賀牛・松阪牛等

【中国】日本産牛肉が未解禁 【台湾】月齢制限(30ヶ月齢未満)

木材

9月に河南省の企業を 訪問し、モデルルーム の共同設計施工を行う ことで合意

の提出が義務化



訪中団による商品説明



技術者の派遣とセットでの 木造住宅の輸出

販路開拓に対する支援を継続するとともに、 輸出先国の法令等に対応した木造住宅の設 計施工マニュアルの整備が必要

検疫条件など相手国の輸入規制の撤廃・緩和や、 輸出に取り組む産地等の意欲醸成と積極的な行動が必要

水産物

真 珠

- 中国、ASEAN諸国など、アジアの富裕層を中心に 真珠の需要は年々拡大
- アコヤ真珠で全国初となる県計画を4月に策定



海外からの真珠体験ツアープコヤ真珠の魅力をPR ・オールジャパン体制でアコヤ真珠の品質の良さ. 魅力を海外へPRする取組が必要

活力キ

・国内初のシンガポールへの輸出に向けたプロモー ションを実施(11月)

輸出環境の整 備に向け、

- -二国間協議 を引き続き進 めること が必要
- -品目別の取 組支援を継 続・充実する ことが必要

現状と課題2

グローバル産地の形成に向けた取組への支援

産地関係者が一体となり、輸出拡大に向けた産地宣言を実施

【南紀みかん】

①タイへの輸出拡大

た輸出体制の構築

できる園地の整備

【伊勢茶】

②生産と流通が連携し ②生産と流通が連携し た輸出体制の構築

③スマート農業を実装 | ③相手国の安全ニーズ | ③真珠の魅力を伝える に対応した茶の栽培

【真珠】

①輸出向け商品の開発 ①市場ニーズを捉えた 生産体制の構築 ②人材の育成

情報発信



スマート農業の導入などに よる生産の効率化をめざす

課題

輸出の加速に 向け、

グローバル産 地形成に係る 予算の十分な 確保 が必要

現状と課題3 国際水準GAPの認証取得促進への支援

GAP認証取得件数 GAP消費者アンケート よく/ある程度 知っている --取組中 52件 7% 23件 38件 聞いたこと がある 24% 知らない H28 H29 H30 69% 指導者数は全国トップ (H29三重県調査)

課題

認証取得促進 に向け、

GAPの推進 に係る予算の 確保と支援の 充実 が必要

1 農林水産物の輸出促進に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、産地等が輸出に取り組むための環境整備などを進めること。

- (1) 柑橘の検疫条件緩和に係るタイとの協議や、台湾におけるインポートトレランス(残留農薬基準)の対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
- (2) 茶の輸出拡大に向け、欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
- (3) 牛肉の輸出拡大に向け、輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を引き続き進めること。
- (4) 木材の輸出拡大に向け、輸出先国の法令に適合する木造住宅の設計・施工マニュアルの整備や販路開拓に対する支援など、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい 環境を整えること。

(5) 真珠の輸出拡大に向け、アコヤ真珠の魅力を海外へPRするために必要な予算を十分に確保すること。

- 2 農林水産物の輸出の加速に向け、グローバル産地の形成のための関連予算を十分に確保するとともに、相手国のニーズに対応した生産の強化やスマート農業の実装、 意欲とチャレンジ精神にあふれた人材の育成など、輸出拡大をめざした産地の取組を積極的に支援すること。
- 3 国際水準GAPの認証取得の加速に向け、新たに創設される「持続的生産強化対策事業」においてGAP拡大の推進に係る予算を十分に確保するとともに、消費者等の 理解度向上のための取組や、GAPに係る教育カリキュラムを都道府県が効果的に実施できるよう、交付対象を拡充すること。

70

11 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(総務省、経済産業省、観光庁)

【要望項目】制度・予算

- 1 国際観光旅客税の使途に関する基本方針に則り、外国人旅行者向けに日本を楽しんでもらうための魅力ある観光地域づくりと情報 入手の容易化に積極的に取り組んでいるDMO、地方自治体に対し支援する仕組みを創設すること。また、日本政府観光局(JNTO) においては、地方と連携してデジタルマーケティングの手法を取り入れたプロモーションサイクルの確立を支援することで地方への インバウンド誘致に重点的に取り組むこと。
- 2 本県で初めて開催した「日本ゴルフツーリズムコンベンション」での取組をふまえ、全国的なゴルフツーリズムの推進に向けて、 ゴルフツーリズム活性化推進会議を設置し、広域的な観光地域づくりのモデル事業を実施すること。
- 3 外国人旅行者が快適な旅行を楽しみ、観光地での消費を増加させるために有効な決済手段として、キャッシュレス環境整備の仕組みづくりを行うこと。
- 4 Lアラートの地理空間表示機能を拡充させ、「Safety tips」において地図による防災情報を提供する環境整備を行うこと。

《現状·課題等》

1 訪日リピーターの割合が年々増加し、ニーズも「モノ消費」から「コト消費」へ移行している中、「2030年訪日外国人旅行者数 6,000万人」という政府目標を達成するには、地方へのインバウンド誘致が不可欠です。地方においては、外国人旅行者のニーズに対応するための魅力ある観光地域づくりを進める必要があることから、本県においては、地域のブランディングおよび体験プログラムの開発等の事業を進めているところです。

一方、こうした地方の観光資源を効果的に海外に向けて発信していくためには、国・日本政府観光局(JNTO)のこれまでのマーケティングの知見を生かし、地方と連携して、デジタルマーケティングの手法を取り入れたプロモーションサイクルを確立していくことが不可欠です。また、地域の魅力的な体験プログラムを開発し提供している地域 DMO 等におけるインバウンドに対応できる人材が不足しており、ニーズに対応しきれないことが課題として明確になりました。

国・JNTOにおいては、インバウンド誘致のための地域づくりに積極的に取り組む DMO や地方自治体に対し、国際観光旅客税等を 財源として人材確保を支援する仕組みや、地方と連携して、観光地域づくりとプロモーションのサイクルを効果的に運営していく仕組 みを創設する必要があります。 2 スポーツ観光は、外国人旅行者を惹き付ける観光コンテンツにとどまらず、地方への長期滞在を促進するものとして大きな可能性を有しており、本県では、スポーツ観光としてゴルフツーリズムの推進に取り組んでいます。その成果の1つとして、「国際ゴルフツアーオペレーター協会(IAGTO)」が主催する「日本ゴルフツーリズムコンベンション」を国内で初めて、本県に誘致しました。(10月1日~3日開催)本コンベンションでは、海外バイヤーが参加する県内視察もあわせて実施し、各地域のゴルフ場および観光資源のPRを行い、ゴルフ旅行先としての本県の魅力の認知度向上を図ったところです。

今後、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催により海外から日本への注目が高まることも見据え、欧米豪など新たな市場から、ゴルフ旅行者をはじめとした富裕層の誘致を図るため、年中楽しめるスポーツであるゴルフを柱に、県内観光地を周遊する旅行商品造成、受入環境整備をはじめとする観光地域づくりを推進し、ゴルフリゾート地としての魅力を高めるとともに、外国人旅行者目線での情報を発信していく必要があります。

さらに、海外バイヤーによると、ゴルフを楽しむ外国人旅行者は、複数地域のゴルフ場を回る傾向が高いことから、本県だけでなく、 国内の他地域のゴルフ場や観光地と連携した広域周遊に取り組むことにより、ゴルフツーリズムによる外国人旅行者の誘致がさらに進むと考えています。国においては、「スノーリゾート地域の活性化推進会議」を設置し、スノーリゾート地域の活性化に向けたモデル事業を実施していますが、ゴルフツーリズムの推進に向けて、同様の活性化推進会議を設置し、本県を中心とした他県を含めた広域的な連携を図るとともに、観光地づくり・プロモーション等を一体的に行うモデル事業に取り組む必要があります。

3 キャッシュレス決済が主流の外国人旅行者にとって、現金決済中心の日本の旅行環境はストレスの原因となっており(4割が不満)、 外国人旅行者の消費額が増えない要因となっています。外国人旅行者にストレスフリーで快適な旅行を楽しんでいただくためには、観 光地におけるキャッシュレス決済システムの導入が不可欠であり、クレジットカード決済と QR コード決済をともに導入していく必要 があります。国においてもインバウンド受入対応のロゴマークを策定してキャッシュレス環境が整備されていることを可視化し、外国 人に分かるようにするとともに、キャッシュレス環境の円滑かつ早期の整備を図るための仕組みづくりの必要があります。 4 大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震等、大規模災害が頻発しており、インバウンド誘致に向けては、外国人旅行者の安全・安心な旅行環境整備をより一層強化する必要があります。本県では、受入現場である観光事業者等への意識啓発セミナー、ワークショップや避難訓練等を実施し、観光の面から「防災の日常化」を推進する観光防災の取組を進めています。受入施設によるアテンド等を受けられない状況下におかれた外国人旅行者への情報提供は課題となっています。

外国人旅行者向けに緊急防災情報を伝えるためには、観光庁が提供するスマートフォン用アプリ「Safety tips」での情報発信が効果的であると考えています。

しかしながら、「Safety tips」における地方自治体が発信する避難指示等の緊急防災情報は、Lアラートから提供を受けていますが、 入力内容が地方自治体により異なっている状況のため、翻訳されないまま日本語でのみ発信されており、自動翻訳などシステム上の多 言語化対応が困難な状況においては、外国人旅行者が見ただけで判別できる図示による情報発信が不可欠です。

そのため、Lアラートの実証実験を確実に実施し、地理空間情報と災害に関するリアルタイム情報を統合して効果的に表示する機能を開発するとともに、当該機能により地図上に表記した緊急防災情報を「Safety tips」に反映するための環境整備を国において早急に推進する必要があります。

担 当 課 名 雇用経済部観光局観光政策課

関係法令等 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律、災害対策基本法

11 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進 その①

(総務省、経済産業省、観光庁)

県の取組

「#VISITMIE」ブランディング事業

「Mie, Once in Your Lifetime」(一生に一度は訪れたい三重県)というテーマでのブランディング

三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズの設定



MIE Once in your lifetime

【背景】

外国人旅行者のFIT化を受け、昨年6月にinstagram「visitmie」を 開設(英語、中国語(繁体字)、タイ語)

【実施目的】

- ①三重県観光のブランドカ強化
- ②三重県観光情報の拡散
- ③インスタグラムユーザーとの関係構築

県内での印象的な旅の思い出をインスタグラムで投稿いた だくキャンペーンを実施

外国人向け体験プログラム開発

外国人向けに三重での魅力的な体験を提供するため、事業者と連携したプログラム開発

歷史·文化体験



忍者修行体験

グルメ体験



つまみ食いウォーキング

Web上や京都・大阪の観光案内所で三重ならではの体験プログラムを紹介



ブランディング事業を軸に体験プログラム開発も 連動して実施することで、地域魅力づくりを推進

課題

PDCAサイクルの確立

・ブランディング、プロダクト開発までは地方自治体単独で 実施可能であるが、デジタルマーケティングの手法も取 り入れたプロモーションサイクルを確立していくためには、 国・JNTOとの連携が不可欠



国・JNTOの知見を活かした取組が不可欠

※マーケティング活動に紐づけるため、複数のデータを管理・分析するブラットフォーム

インバウンド人材の不足

・地域の体験プログラムを提供するDMO等におけるイン バウンド対応可能な人材に限りがあり、実際のニーズに 対応しきれない。

優れた地域づくりによって魅力的なプロダクトを開発していても、常時インバウンド対応可能な人材がいない。



地域DMO等をサポートする、地域連携DMO等における、 外国人向け体験プログラム提供をサポートする地域コー ディネーター人材が必要

(eg.外国人向けモデルコース開拓、地域ガイド)

地域の魅力と外国人旅行者をつなぎ、支えるための人材 派遣等を行うことで<u>これまで外国人が体験できなかった</u> <u>魅力ある体験メニューの新規開拓が必要</u>

インバウンド誘致のための地方支援

JNTOによる地方支援案

JNTOの有するデジタルマーケティングでの知見を生かして、 各県・地域でのデジタルマーケティング事業を効果的に進めて いく仕組みが必要



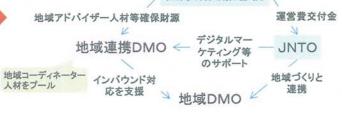
地方の手挙げ方式でJNTOが採択する等により、地域づくりと JNTOのプロモーションを一気通言で実施する仕組みが必要

国際観光旅客税による地方支援案

観光魅力創造

優れた地域づくりによって魅力的なプロダクトを開発する 地域DMO等をサポートするために国際観光旅客税を活用

国際観光旅客税



地域DMOを支援する広域の組織を通じて、人材面における 地域DMOのインバウンド対応を支援

【要望項目】

1 国際観光旅客税の使途に関する基本方針に則り、外国人旅行者向けに日本を楽しんでもらうための魅力ある観光地域づくりと情報入手の容易化に 積極的に取り組んでいるDMO、地方自治体に対し支援する仕組みを創設すること。また、日本政府観光局(JNTO)においては、地方と連携して デジタルマーケティングの手法を取り入れたプロモーションサイクルの確立を支援することで地方へのインバウンド誘致に重点的に取り組むこと。

11 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進 その②

(総務省、経済産業省、観光庁)

県の取組

三重県におけるゴルフツーリズムの取組

ゴルフツーリズムのメリット

- ① 長期滞在
- 欧米豪市場 富裕層市場
- ③ ゴルフのみならず周辺観光を促進
- 季節を問わず年中楽しめる

スポーツ観光としてのゴルフツーリズムを推進

平成27年7月、ゴルフツーリズ ムを促す県内組織が発足 合計48会員(4月30日時点)



三重県内のゴルフ場数は68施設 ※ 全国11番目



具体的な取組

- ① 海外での商談会への参加やファムト リップの受入れなどのプロモーション
- ② 欧米人旅行者の先進的なゴルフデス ティネーションであるタイとの連携





タイとの交流

2017年、三重県のゴルフ場を訪れる 外国人は対前年比約15%増加

日本初のIAGTO主催「日本ゴルフツーリズムコンベンション」を三重県で開催

日本の様々な地域と連携してゴル フデスティネーションとしての日本 を初めてPR

海外のゴルフツアーオペレーターと日本全 国のゴルフ場、観光事業者等のマッチング を諮るための商談会を開催。また、県内で のゴルフ場や観光地の視察を行うとともに、 静岡、滋賀、沖縄へのファムトリップも実施

程 9月28日~10月6日

海外参加者 52社・団体(24力国・地域59名)

※約8割が欧米豪

国内参加者 51社・団体(18都道府県146名) 延べ1,256回の商談を実施







商談の様子

参加者の様子

ファムトリップの様子

IAGTO: 世界各地のゴルフツアーオペレーターが加盟 する団体。世界のゴルフ旅行のパッケージ ツアーシェア85%(年間売上:約2,700億円)





インバウンド誘致のための地方支援

ゴルフツーリズム活性化推進会議の設置による広域連携

【世界のゴルフ場数(2017年)】

アメリカ ・世界第3位のゴルフ場数 15,047 カナダ 2,295 ・日本は絶好のゴルフデス 日本 2,290 ティネーションになり得る イギリス 1,991 可能性 オーストラリア 1.591 出典:R&A

海外バイヤーの目線(日本ゴルフツーリズムコンベンション) 魅力的な商品を造成するためには、日本のゴ ルフ場や広域周遊観光の魅力の情報発信や、 外国人プレイヤーの受入環境整備が必要

今後のゴルフツーリズムの方向性

- ① 周辺観光とあわせたPRが必要
- ② 一つの地域でのPRではなく、他地域も含め た広域観光の魅力をPRする必要



2019年 ラグビーワールドカップ 2020年 東京オリンピック・パラリンピック 今後、大型スポーツイベントが見込まれる中、 ゴルフデスティネーションとしてのさらなる発展 により訪日旅行を促進できる可能性が高まる。



三重の先駆性を生かしたモデル事業展開

- ① ゴルフと周辺観光を組み合わせた広 域周遊商品造成,受入環境整備
- ② ゴルフを軸にした誘客プロモーション
- 年間を通した旅行者の受入

【鱼商理目】

2 本県で初めて開催した「日本ゴルフツーリズムコンベンション」での取組をふまえ、全国的なゴルフツーリズムの推進に向けて、ゴルフツーリズム 活性化推進会議を設置し、広域的な観光地づくりのモデル事業を実施すること。

地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進 その③

(総務省、経済産業省、観光庁)

県の取組

金融機関や地元商工団体等と連携し、キャッ シュレスセミナーを開催予定

現金での取引が主流となっている観光業等におけるキャッ シュレス決済やIT導入を促進し、ストレスフリーな旅行環境を 提供するため、意欲のある地域でのセミナーを開催予定

【宝施概要】

- ①基調講演「キャッシュレス決済の動向について」
- ②IT活用の紹介「クラウド型POSレジシステムによる飲食・ 小売業の生産性向上」
- ③先進的取組の紹介「AI/IoTを活用したゑびやの変革」

キャッシュレス決済やIT導入を身近に感じていただき、 生産性向上やデータの利活用の気運を醸成

キャッシュレス環境整備

キャッシュレス決済が主流の外国人旅行者にとって、現 金決済中心の日本の旅行環境がストレスの原因となっ ている。

訪日外国人が利用した決済方法 訪日外国人消費動向調査より



訪日外国人のうち、現金しか使えないことに不満 を持つ外国人観光客は4割存在

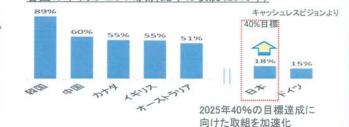
インパウンド誘致のための受入環境整備

キャッシュレス環境整備

受入環境整備 キャッシュレス決済普及促進

キャッシュレス決済システムの普及促進の予算確保 により、訪日外国人にとってストレスフリーな受入環境 の整備が必要

各国のキャッシュレス決済比率の状況(2015年)



観光防災の取組

豊かな自然環境の中での安全・安心な旅行 を提供するため「観光防災」の取組を推進

旅行者の安全・安心を確保するために、受入側である観光事業 者等への意識啓発セミナーやワークショップ、避難訓練等を実 施し、観光の面からも「防災の日常化」を推進する観光防災の 取組を進めている。



大きな地震が発生しました A major earthquake has just occurred **國家生了大抽痕** 건대지진이 발생하였습니다.

観光防災セミナー

コミュニケーションカード

県で作成した外国人向けコミュニケーションカードを提供 「Safety tips」等の紹介も行い、外国人向け防災対策を促進

災害発生時に旅行者を安全に誘導等できるように、防災意識啓発 ⇒「防災の日常化」を促進

大きな災害の頻発

・災害が多く発生する中、緊急時に外国人が判別できる 情報の提供が不可欠。「Safety tips Iの効果的な活用が 必要

- ·大阪北部地震(6月)
- ·平成30年7月豪雨(7月)
- 台風第21号(9月)
- ・北海道胆振東部地震(9月)

大きな自然災害が頻発。緊急時の災害情報発信により、 安心・安全な旅行環境整備の促進が必要

- 訓練を受けた受入施設によるアテンドを受けられない。 旅行者の情報取得チャンネルが確保されていない。
- 現状の「Safety tips」における避難情報は日本語のみ 対応している状況



外国人が見ただけで判別できる情報発信が不可欠

外国人向け防災情報の充実化

受入環境整備安全・安心な旅行環境整備

安全・安心な観光を楽しんでいただくための、「Safety tips Iに おける緊急時の図示による緊急防災情報発信の充実化

地方自治体 一 反映 一 地図による災害情報提供



図示による防災情報発信によって、どんな国・地域の外国人で あっても、見ただけで判別可能となる。

- 1 Lアラートの更なる活用のため地図による災害情報の提供の
- 1② 地図による災害情報提供を「Safety tips」に反映

【要望項目】

- 3 外国人旅行者が快適な旅行を楽しみ、観光地での消費を増加させるために有効な決済手段として、キャッシュレス環境整備の仕組みづくりを行うこと。
- 4 Lアラートの地理空間表示機能を拡充させ、「Safety tips」において地図による防災情報を提供する環境整備を行うこと。

12 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

【要望項目】制度・予算

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線 開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。 また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、現在の東京・名古屋間の工事等を検証し、各種行政手続きの簡素化など、事業 者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげること。
- 3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

《現状・課題等》

- 1 リニア中央新幹線の一日も早い全線開業のためには、まずは、東京・名古屋間について着実に事業を進め、早期整備を図るのはもちろんのこと、その後の名古屋・大阪間についてもルートと駅位置を速やかに確定して事業に着手するとともに、効率的に工事等を進めて円滑な開業につなげていくことが重要と考えており、奈良県、大阪府とも連携してJR東海への働きかけを進めているところです。国においても昨年度に続き、「骨太の方針 2018」において「建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行う。」との方針を示しており、沿線自治体等とも連携してこれら取組を進め、早期の公表実現を図る必要があります。また、現在の東京・名古屋間の建設工事等を検証し、例えば大深度地下使用等に関する手続きの円滑化など、リニア中央新幹線の工期短縮に資する方策を講じるための体制を関係省庁で構築し、リニア整備事業を担う事業者や地方自治体を支援することが必要です。
- 2 リニア中央新幹線の早期全線開業の鍵を握る新大阪駅事業について、「骨太の方針 2018」において新たに"新大阪駅におけるリニア中央新幹線と北陸新幹線等との結節機能の強化などによる新幹線ネットワークの充実を図る"方針が示されたこと、また、将来の新大阪駅整備に向けた構想の検討が始まったことなどをふまえ、リニア中央新幹線と北陸新幹線の環境アセスメントの実施時期を合わせて相互連携を図るなど、新大阪駅関連事業を効率化し、整備効果を高めるための事業者間調整を急ぐ必要があります。
- 3 リニア中央新幹線の全線開業により、東京圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、リニア沿線となる本県においても集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据え、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。 特に地方においては、リニア中間駅への在来線の接続や道路網の整備などによるリニア駅を核とした交通ネットワーク網の整備と、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりが重要な要素となることから、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への国の

重点的な支援がルートおよび駅位置の確定と同時に得られるよう、早い段階から地方への有効な支援策を検討しておくことが必要です。

担 当 課 名 地域連携部交通政策課 関係法令等 全国新幹線鉄道整備法等

12 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化 への支援強化

(国土交通省)

【現状】

「骨太の方針2018」では、昨年度に引き続き名古屋・大阪間の駅と ルートの公表に向けて必要な連携・協力に取り組むとともに、新たに 新大阪駅におけるリニア中央新幹線と北陸新幹線等との結節機能の強 化等による新幹線ネットワークの充実を図る方針が示されました。

また、国では、生産性革命プロジェクトに地方創生回廊中央駅構想 を新たに位置づけ検討を始めるとともに、スーパー・メガリージョン 構想検討会において、中間とりまとめが示されたところです。

【課題】

リニア中央新幹線の早期全線開業のためには、東京・名古屋間の着実な事業実施を図 るとともに、名古屋・大阪間とりわけ新大阪駅の早期の事業着手、円滑な実施に向けた 準備や体制づくりを沿線自治体や関係事業者等と連携しながら進めることが必要です。

また、全線開業に伴い形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を広く行きわ たらせて最大化するためには、名古屋・大阪間のルート・駅位置を早期に確定し、リニ ア駅を核とした広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくり等に速やかに取り組 んで地方創生を図ることが重要です。

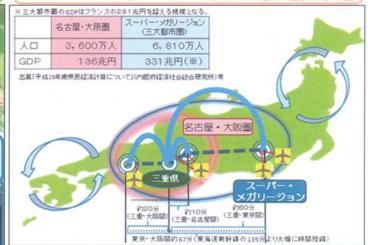
H29.9.11 三重・奈良・大阪リニア 中央新幹線建設促進決起大会



リニア中央新幹線をはじめとする 地方創生回廊中央駅構想 (新大阪駅)



リニアインパクトによる スーパー・メガリージョンの形成と地方創生促進



【要望項目】

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアイン パクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。また、一日も早い 着工・全線開業を実現させるため、現在の東京・名古屋間の工事等を検証し、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策を あらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線 開業につなげること。
- 3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパ クトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

13 Society 5.0 の社会を地域から支える人材育成のための高校教育環境の整備

(文部科学省)

【要望項目】制度・予算

Society5. 0 に示されたこれからの社会を生きる力を身につけるため、高等学校が市町や地元産業界の協力を得て、地域課題を解決する学習活動を展開する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の予算を確保するとともに、本県において新しいキャリア教育モデルを構築できるよう、事業指定を行うこと。

《現状・課題等》

- 本県では、県立高等学校のあり方や活性化に係る5ヵ年計画「県立高等学校活性化計画」を2017年にスタートさせました。また、2016年1月に閣議決定された「Society5.0」における高等学校では、生徒一人ひとりが自らの将来を考え、実現するために必要な学びが能動的にできる場に転換することが求められています。このような社会を生きる力として、活性化計画では「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」(自立する力)や「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」(共生する力)を育成することとしています。
- 2016年には、伊勢志摩サミットやジュニアサミットが本県で開催され、実践的な語学力だけでなく、相手の意見をふまえディスカッションする力や郷土三重の伝統や文化について深く知り、それらを説明する力が重要であるという認識が深まりました。このため本県では、郷土とグローバルの双方を相互にとらえながら、異文化への理解を深め、多様性を尊重する態度を育むとともに、リーダーシップやチームワークを発揮して価値観の異なる多様な人々と協働していく力を育成することとしています。

また、本県は、第2次産業が32.8%(全国平均:25.2%)と全国に比べて高い"ものづくり県"であることから、地域産業をけん引する技術者を育成するため、工業高等学校に専攻科を設置し、地域の企業との連携のもと、企業での実習と学校での講義等を組み合わせたデュアルシステムを通じて実践的な知識・技能や技術の定着を図ることとしています。

- 保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を行うため、地域には多様な体験・交流の場を提供する役割が期待されています。本県では、地域を学び場とした教育の充実を図り、地域の課題を解決しようとする生徒の意欲や態度を育成するため、地域の産業界や行政と協力し、「地域とともにある学校づくり」と学校の特色化・魅力化を進めています。
- 本県における地域と一体となり魅力化・特色化した高等学校の取組を、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」で加速することにより、本県の新しい「地域課題解決型キャリア教育モデル」を確立・展開し、「地域総がかり」で持続的に取り組むことで、高等学校が所在する地域の魅力を高め、地域の活力につながるだけでなく、高校生が地域住民や職業人と深く関わり課題解決に取り組むことを通して、将来の地域を支える力を育むことにつながると考えています。

担 当 課 名 教育委員会事務局教育政策課·高校教育課

13 Society5.0の社会を地域から支える人材育成のための高校教育環境の整備

(文部科学省)

「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の取組の三重県での展開

県立高等学校活性化計画の策定(2017年3月)

中学校卒業者数の減少が見込まれる中、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しつつ、県立高等学校のあり方や活性化についての計画

県立高等学校活性化計画の人材育成の取組からモデル校へのエントリーによる一層の躍進と他の県立高等学校への展開

● Society 5.0に向けた人材育成の考え方 地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成

地元市町村・高等教育機関・企業・医療介護施設・農林水産業等のコンソーシアムを構築し、地域課題の 解決等の探究的な学びの実現等を通じて、高等学校を地方創生の核として、生徒が「やりたいこと」を 見つけられる教育機関へと転換し、地域の良さを学びコミュニティを支える人材を育成する

①地域の産業をけん引する人材の育成

- ○技術の高度化・産業のグローバル化に 対応した人材育成
- 〇生産現場でリーダーとなる技術者の養成
- 〇産業社会で必要となる要素を学び企業等 で活躍できる力の育成

②地域で学び地域を活かす教育の推進

- ○地域や地域産業の担い手として活躍し、 生涯にわたり学び続ける資質を育成する ため、地域を学び場とした教育を推進
- 〇小規模校では地元産業界や行政と協議会を 作って活性化を推進

③グローカル人材の育成

- 〇「グローバル三重教育プラン」、 「伊勢志摩サミット」の成果を承継
- ○郷土や異文化の理解、リーダーシップや チームワークを発揮して価値観の 異なる人々と協働する力を育成

地域との恊働による高等学校教育改革推進事業へのエントリー(予定)

プロフェッショナル型

四日市工業高校 ものづくり創造専攻科

- 〇地元企業で組織する「協働パートナーズ」の講師が、 最先端の技術や考え方を提供
- ○「協働パートナーズ」による人材育成会議により求める 人材や教育内容を協議 海外インターンシップ(フィリピン)
- ○海外インターンシップで 産業のグローバル化の 最先端を体験



飯南高校、鳥羽高校、紀南高校等の地域の小規模校

- 〇産業の現状や課題の解決、展望について探究 「いいなんゼミ」「地域産業とみかん」
- ○地域の観光資源をフィールドワークし、インターンシップや デュアルシステムで学び、観光案内で成果を発信 (とばっこくらぶ) 道の駅での販売
- 〇地域の特産品である、茶を 使用した緑茶ラテを企画・ 開発し、道の駅で販売 (飯南高校)

グローカル型

宇治山田商業高校

- 〇地元伊勢市のオープンデータを活用し、 観光や環境の改善点を考えて自治体に提案
- ○商業教育に交換留学やオールイングリッシュの授業を 取り入れ、経済のグローバル化に対応できる力を育成
- ○伊勢志摩サミットを契機に 英字新聞を作成



【童靖項目】

県立

高等学校活性化

0 た

め

0

Societv5. 0に示されたこれからの社会を生きる力を身につけるため、高等学校が市町や地元産業界の協力を得て、地域課題を解決する 学習活動を展開する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の予算を確保するとともに、本県において新しいキャリア教育 モデルを構築できるよう、事業指定を行うこと。

【教育委員会事務局】

14 スポーツを通じた地域活性化への支援

(内閣官房、スポーツ庁)

【要望項目】制度・予算

スポーツを通じた地域活性化や交流促進、人材育成のための十分な予算を確保すること。特に、東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等を契機とした交流促進、スポーツを通じた地域活性化を担う人材の育成など、各地方自治体のさまざまな取組を推進するため、「スポーツによる地域活性化交付金(仮称、5年間の時限措置)」を創設するなど、地方自治体の政策実現に向けた支援を行うこと。

- 1 東京オリンピック・パラリンピック開催の機運を高めるとともに、波及効果を全国に行きわたらせ、地方創生を推し進めていく ため、地方自治体が行う事前キャンプ地誘致、ホストタウン等の取組に係る財政支援等の制度を充実させること。
- 2 とりわけ、2020年3月26日からスタートすることが決まった聖火リレーについて、地域が創意工夫を凝らし、その特色を遺憾なく発揮したリレーが実現できるよう、走行ルートやランナーの選定等にあたって地域の自主性を十分確保すること。また、実施にあたって多大の経費が見込まれることから、財政負担の軽減を図る支援措置を講じること。
- 3 東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等の国際大会・大規模大会での活躍を目的とした競技力向上のための取組に加え、大会後も将来にわたって「スポーツを通じた地域活性化」を担う人材を育むための取組への支援を行うこと。
- 4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政措置を拡充すること。

《現状・課題等》

東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等の大規模イベントを契機として、スポーツで地方全体が盛り上がることが大切であり、さらに大規模イベントを一過性のものにせず、終了後の地域活性化や人材育成につなげていく必要があります。

まず、オリンピック・パラリンピック競技大会等を通じた事前キャンプ地誘致やホストタウンなどの取組が盛んに行われることにより、地域住民がスポーツを通じた国際交流への関心をより高めるとともに、その後の地域活性化につなげることが必要です。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等で活躍した選手が、地域の競技スポーツをけん引するだけでなく、 住民全体のスポーツへの関心を高め、地域の文化・経済発展の好循環を生み出すような、「スポーツを通じた地域活性化」を推進できる人材を育成することが重要であり、そのことがアスリートの充実したセカンドキャリアの形成にもつながります。 一方、現在の国のスポーツ関連予算は、地方が地域活性化や指導者等の人材育成のために主体的・積極的に活用できるものが少ないのが現状です。各地方自治体それぞれのスポーツ関連施策を推進するために、「スポーツによる地域活性化交付金(仮称、5年間の時限措置)」を創設するなど、活用しやすい制度創設や財政措置が必要です。

1 東京オリンピック・パラリンピックの成功のためには、東京だけでなく全国各地で開催機運が醸成されるとともに、開催効果が各地域に波及し、地域活性化につながることが重要です。本県においても、昨年から 2021 年までの 5 年間を「みえのスポーツイヤー」と位置づけ、来年はその 3 年目にあたることから、スポーツ推進の取組の加速化をさらに強めていくこととしています。特に来年は、間近に迫る東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組を進める最後の年であると捉え、スポーツへの機運醸成や地域の活性化に取り組み、「スポーツを通じた元気な三重づくり」を進めていくこととしています。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の一環として、多くの地方自治体が各国代表チームの事前キャンプ地誘致に 取り組んでおり、日本各地でキャンプが実施されることによって、地域活性化や国際交流が図られることとなります。

本県でも、一昨年開催された伊勢志摩サミットで関係ができたカナダを重点国として、キャンプ地誘致やホストタウンの推進に取り組んでいます。しかし、キャンプ地誘致やホストタウン登録をめざすには、誘致活動中や登録申請前における交流事業費など多額の費用が全て地方自治体の負担となるため、これらに対する財政支援制度が必要です。

また、全国で実施される聖火リレーの成功のためには、国と地方が連携・協力することにより地方全体が盛り上がることが不可欠ですが、そのための費用や国・組織委員会と都道府県との間での役割について、地方に多大な負担が生じています。聖火リレーの的確な実施に向けて、地方の財政負担を軽減するとともに、国等と地方の十分な協議を行う場の確保や役割分担の適正化が必要です。

2 本県では、三重とこわか国体での天皇杯獲得のため、またその後も継続して本県の競技スポーツを担う人材育成につなげるため、素質あるジュニア・少年選手の育成を図るとともに、優れた指導者の養成と指導体制の構築に取り組んでいます。今年度から開始している「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」では、地方にいても全国トップレベルの指導スキルを修得するとともに、指導者およびサポートする人材でチームを構成することにより指導体制の構築を図ることができる全国でも先進的な取組です。これら指導者の養成や指導体制の構築、選手の活動支援など、地方で実施する競技力を高めるための取組に対する財政支援制度が必要です。

また、東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等の国際大会・大規模大会での地元出身選手の活躍は、地域住民に夢と希望を与えるとともに、地域の一体感や活力を生み出します。大会で活躍した選手が競技生活を終えた後まで、その人材を企業等が積極的に登用するための支援制度や、その能力を地域社会に還元するためのスキルアップの機会を充実させるための支援制度が必要です。

3 国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県、開催市町村では、大会運営、競技役員の養成、施設整備などに大きな財政負担が生じていますが、国の開催都道府県に対する財政措置は十分なものとなっていません。

また、「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」に基づく、オリンピック競技大会の実施競技・種目で、国民体育大会で未実施の競技・種目・種別については、本年 3 月に会場地選定を終えたところです。その開催経費等については、開催県および会場地市町村に負担の生じないよう対応するとしていますが、競技導入当初の開催県に比して大会規模が大きくなってきており、これまでの予算措置では不十分であり、開催県や会場地市町村が新たに財政的負担を負うことが想定されます。

さらに、第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)から、新たにボッチャ競技が導入されることから、本年3月に開催した国際大会の経験を競技運営に生かすよう努めているところですが、大会運営や競技役員の養成等、開催県や会場地市町に大きな負担が生じることが予想されます。

担当課名 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課、スポーツ推進課、競技力向上対策課 関係法令等 スポーツ基本法

14 スポーツを通じた地域活性化への支援

(内閣官房、スポーツ庁)

【現状と課題】

東京オリンピック・パラリンピック等の国民的な大規模イベントを控え、地方全体が盛り上がろうとする中、スポーツ関連予算は地方が主体的・積極的に活用できるものが少ないのが現状です。各地方自治体のスポーツ関連施策を推進するために、活用しやすい制度創設や財政措置が必要です。



【要望項目】

スポーツを通じた地域活性化や交流促進、人材育成のための十分な予算を確保すること。特に、東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等を契機とした交流促進、スポーツを通じた地域活性化を担う人材の育成など、各地方自治体のさまざまな取組を推進するため、「スポーツによる地域活性化交付金(仮称、5年間の時限措置)」を創設するなど、地方自治体の政策実現に向けた支援を行うこと。

- 1 東京オリンピック・パラリンピック開催の機運を高めるとともに、波及効果を全国に行きわたらせ、地方創生を推し進めていくため、地方自治体が行う事前キャンプ地誘致、ホストタウン等の取組に係る財政支援等の制度を充実させること。
- 2 とりわけ、2020年3月26日からスタートすることが決まった聖火リレーについて、地域が創意工夫を凝らし、その特色を遺憾なく発揮したリレーが実現できるよう、走行ルートやランナーの選定等にあたって地域の自主性を十分確保すること。また、実施にあたって多大の経費が見込まれることから、財政負担の軽減を図る支援措置を講じること。
- 3 東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会等の国際大会・大規模大会での活躍を目的とした競技力向上のための取組に加え、大会後も将来にわたって「スポーツを通じた地域活性化」を担う人材を育むための取組への支援を行うこと。
- 4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政措置を拡充すること。

15 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)

【要望項目】制度・予算

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、 地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019 年 10 月において消費税・地方消費税率の 10%への引上げ を確実に行うこと。
- 4 「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策を実施する際の地方負担については、国の責任において必要な財政措置を確実に 講じること。

《現状・課題等》

1 平成31年度地方財政収支の仮試算においては、地方の一般財源総額は、地方税・地方譲与税が前年度比で0.5兆円の増額となる一方で、地方交付税が前年度比で0.1兆円の減額、臨時財政対策債が前年度比で0.1兆円の増額となった結果、前年度比で0.6兆円増の62.7兆円となっています。なお、不交付団体水準超経費分を除く、交付団体ベースの一般財源総額は、前年度比で0.5兆円の増加となっています。

地方が責任を持って、人口減少対策、地域経済活性化、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策や公共施設等の老朽化対策など、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。

- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。
- 3 国・地方を通じた厳しい財政状況や今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019 年 10 月において消費税・ 地方消費税率の 10%への引上げを確実に行うことが必要です。
- 4 消費増税による増収分の一部を活用するとされる社会保障を全世代型のものとするための「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策を実施するにあたっては、地方財政の運営に支障が生じないよう施策の実施に必要な財政措置を国の責任において確実に講じることが必要です。

担 当 課 名 総務部財政課 関係法令等 地方交付税法

15 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)



地方債現在高に占める臨時財政対策債の推移



【要望項目】

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、 地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時 財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019 年 10 月において消費税・地方消費税率の 10%への引上げ を確実に行うこと。
- 4 「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策を実施する際の地方負担については、国の責任において必要な財政措置を確実に 講じること。

【総務部】

16 ゴルフ場利用税の堅持・地方法人課税の偏在是正

(総務省)

【要望項目】制度・予算

- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。
- 2 地方法人課税における税源の偏在是正に向けた方策をより一層進めること。

《現状・課題等》

- 1 ゴルフ場利用税は消費税との「二重課税」であるという指摘や、ゴルフがオリンピックの正式競技として復帰したこと等、スポーツ振興の観点からも廃止を求める要望や議論があります。
 - しかしながら、その7割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっていることから、受益者であるゴルフ場利用者が負担すべきものと考えます。
 - また、ゴルフ場利用税は都道府県・市町村の貴重な財源となっていることからも、ゴルフ場利用税の堅持が必要であると考えます。
- 2 少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方自治体が安定的に提供していくための基盤として、 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増しています。こうした観点から、消費税率引上げに 併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に向けた取組がなされています。 しかしながら、地方法人課税における都市と地方の税収格差が依然として大きいことから、消費税率 10%段階における地方法人特別税・譲与税の廃止を踏まえ、さらなる偏在是正に向けた方策が求められています。

担 当 課 名 総務部税務企画課、地域連携部市町行財政課 関係法令等 地方税法、平成 30 年度与党税制改正大綱

16 ゴルフ場利用税の堅持・地方法人課税の偏在是正

(総務省)

① ゴルフ場利用税の堅持

<ゴルフ場関連の行政需要>

- ●アクセス道路の整備・維持管理
- ●ゴルフ場周辺の地滑り対策
- ●農薬・水質調査等の環境対策



受益者(ゴルフ場利用者)が 税として負担すべき

<税 収>

全 国:約459億4千万円

三重県:約17億7千万円

うち市町村交付金

全 国:約325億1千万円

三重県:約12億6千万円

主な交付団体

【津 市】(全国8位) 約3億1千万円 【伊賀市】(全国23位) 約1億8千万円

1

地方の貴重な財源

② 地方法人課税の偏在是正

少子高齢化の加速 ・ 地域間の財政力格差の拡大

特に地方法人課税において、

消費税率 10%段階で地方法人特別税・譲与税が廃止



税源の偏在是正に向けた新たな措置の検討

(平成30年度 与党税制改正大綱より)



より偏在性の小さい地方税体系の構築



【平成30年度 与党税制改正大綱より抜粋】

- ① ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。
- ② 特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率 10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成 31 年度税制改正において結論を得る。

【要望項目】

- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。
- 2 地方法人課税における税源の偏在是正に向けた方策をより一層進めること。

【総務部、地域連携部】